

日行連発第26号
令和4年4月7日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について（周知）

国土交通省より、トラック運送事業における管理部門の負担軽減などを図るため、本年4月より、一定の要件を満たす長大又は超重量物を輸送するセミトレーラの基準緩和認定の期限を延長するとともに申請書面の簡素化を図ることとし、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正を行うほか、所要の改正を行うとの報道発表がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【国土交通省ホームページ】

- ・重量物を輸送するトレーラの基準緩和の期限が延長されます
～「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について～
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000404.html

以上